同意書

令和　　　年　　　月　　　日

石狩市長 様

石狩市個別排水処理設置に関して説明を受け、十分理解し、同意したうえで申請します。

〇合併処理浄化槽の設置希望者。

（単独処理浄化槽（トイレのみ処理）から合併処理浄化槽への転換および、自費で撤去した場合の合併処理浄化槽の更新も受付けます。）

〇市内に定住されている方。もしくは、これから市内に定住される方。

※申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所を有する者は、住宅の売買契約書または請負契約書の写しを提出するものとし、使用開始までに個別排水処理施設の設置場所に住所を有し、住民票の写しを提出していただきます。

〇対象区域は、下水道全体計画区域外であること。

〇処理水の放流先があること。

※放流管が自己所有以外の土地を通過する場合は、利害関係者からの承諾書が必要です。

〇設置場所の土地を市に無償で貸与すること。

〇設置スペースがあること。

※工事車両が通行できない場合や住宅に接近する場合は設置が出来ない場合があります。

〇浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。

〇施設の設置から６カ月以内に排水設備の新設等の検査を受けること。

〇家屋の延べ床面積が50㎡以上であり、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設があること。

〇家屋の主な用途が個人の住宅で、申請者は家屋所有者であること。

〇排水設備等確認申請書を提出すること（石狩市排水設備指定業者）

〇排水設備の工事については、石狩市排水設備指定業者が施工すること

〇点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾していただけること。（浄化槽保守点検を年３回行います。）

〇支障物件（樹木、庭石等）については、申請者負担で撤去すること。

〇事業所または別荘は受付しません。

〇販売また収益を目的とした建物は受付しません。（法人・団体が所有する建物、改築をする建物）

〇合併処理浄化槽設置に伴いブロワ（送風機）を設置するため、屋外コンセント等が必要になります。コンセントの設置位置が積雪により埋もれる高さである場合、防護（冬囲い）をお願いします。なお、屋外コンセントの設置及び電気代は個人負担となります。

〇仮に浄化槽を一定期間使用しない場合にも、ブロワは停止できません。（浄化槽微生物が死滅する）

〇ブロワは家屋に近接する場所で、落雪等を考慮し稼働に支障がない場所での設置となります。また、使用に当たっては、ブロワの吸気口が雪に埋もれないよう除雪等の対策をお願いします。

〇水洗化改造および放流管の排水設備工事にかかる費用は個人負担となります。

〇工事で掘削し、埋戻しは砂で行うため、残土がでます。敷地内での敷均しにご協力をお願いします。

※舗装復旧が必要な場合は個人負担となります。また、設置に伴い支障となるものは個人で撤去していただきます。

〇設置する合併処理浄化槽に、最初に水を張る必要があり、水道水のご協力をお願いします。

〇合併処理浄化槽のふたは通常５００ｋｇまでしか耐えられません。

〇合併処理浄化槽及びその付近は、維持管理上支障とならないよう常に、スペースの確保と建物の設置

しないようお願いします。除雪車等で重車両が合併処理浄化槽に乗り上げ破損した場合や、使用中の事

故等については、使用者の責任において対応していただきます。

〇合併処理浄化槽は無臭ではありません。

〇放流先の排水が浅い（高い）場合、放流ポンプ（個人負担）の設置が必要になります。この場合、臭排気対策として、臭突管等を家屋等の壁に設置することになります。また、メンテナンス費用は自己負担です。

〇屋内からの排水管が深い場合、合併処理浄化槽も深く設置することになり、ピットタイプでチェッカープレート（鉄板）の設置が必要になり工事費が多く掛かることになります。また、乗用車不可タイプと、２ｔまでの乗用車可能タイプに分かれます。

〇設置工事完了時に、設置に係る事業費（工事費＋測量設計費）の10％、単独浄化槽からの転換の場合は5％負担をご負担して頂きます。※受益者（受益者負担金(分担金)を納めていただく方）は、原則、家屋所有者をいいます。

〇設置完了後、使用開始に伴い、水道使用量等に基づき、使用料を納めていただきます。

〇石狩市が委託する業者において、合併処理浄化槽の保守点検を年３回行います。その際、点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾して頂きます。

〇書類の受付・設置時期については市で設定した期間で設置とし、希望者多数の場合は抽選となります。

以上

住所

氏名